

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

〔大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託－２〕

特記仕様書（案）

1. 本業務の目的

建設局管理橋梁については、計画的な長寿命化を実現するために、今後 30 年間に必要な事業計画（点検・維持補修・補強・架替など）およびその実施方針を示した「大阪市橋梁保全更新計画」を平成 20 年度に策定している。計画策定から 15 年以上経過し、橋梁の高齢化や社会情勢の変化をうけて、現在、計画改定（令和 7 年度末予定）に向けて検討を進めているところである。

本業務は、計画改定にあたり、大阪市橋梁保全更新計画のうち事業計画に該当する、橋梁の架替及び延命化や、液状化を含めた耐震対策について、国内外での事例や新技術等を踏まえて検討するものである。また、架替及び延命化検討対象橋梁である、城北川橋梁群（【別表 1 点検橋梁リスト】）について橋梁点検を実施するものである。

2. 仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び以下の仕様書に基づき、実施すること。

- ・業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞
【大阪市建設局】
- ・工事請負共通仕様書（令和 3 年 3 月）
【大阪市建設局】
- ・大阪市橋梁点検要領（令和元年 11 月）（以下、「マニュアル」）
【大阪市建設局】
- ・道路橋定期点検要領（技術的助言）
【国土交通省】

【業務委託共通仕様書及び工事請負共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

【大阪市橋梁点検要領のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000039875.html>

【道路橋点検要領のダウンロードについて】

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

3. 単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価及び歩掛は、大阪市土木工事標準積算基準書「1-1-1-1 適用範囲等」に記載の（前期改訂：5/1）及び設計業務等標準積算基準書（令和 5 年度版）を適用している。

【積算基準関係図書】

大阪市土木工事標準積算基準書（令和 5 年 10 月）

設計業務等標準積算基準書（令和 5 年度版）

港湾請負工事積算基準（令和 6 年 2 月）

公共事業建設資材価格調査報告書（令和 6 年度前期）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4. 委託期間

履行期限については、以下のとおりとする。

- ・第 1 号委託：令和 7 年 3 月 31 日
- ・第 2 号委託：令和 8 年 3 月 31 日

5. 調査時間帯について

第 1 号委託の調査時間帯は【別表 2 対象橋梁及び業務項目一覧表】のとおりとする。
関係機関との協議の結果、変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

6. 業務内容について

本業務委託は、2 つの業務からなる。

- ・第 1 号委託：本市が管理する城北川橋梁群等の詳細点検・詳細調査業務
- ・第 2 号委託：大阪市橋梁保全更新計画改訂に向けた検討業務

【第 1 号委託：本市が管理する城北川橋梁群等の詳細点検・詳細調査業務】

(1) 業務の流れ

本業務の流れは、別紙 1 のとおりとする。

(2) 準備

① 計画準備

- ・業務計画書を作成する上で必要となる各橋梁の既往資料等は、本市より貸与する。

② 机上調査

- ・貸与した資料を基に、履歴診断シートを作成すること。
- ・上部工、下部工それぞれの現況評価（耐荷性、耐震性、耐久性及び河川条件との整合）を行い、各橋梁の特性を十分理解した上で現地踏査を行うこと。

③ 現地踏査

- ・効率的な点検計画の作成並びに対象施設の点検調査等を実施する目的で、本市が貸与する各種台帳や点検記録等を踏まえ現地調査を行い、施設の状態や現場状況を把握すること。
- ・【別表 2 対象橋梁及び業務項目一覧表】の点検方法、部位について精査し、点検の実施計画を検討すること。

④ 業務計画

- ・現場点検にあたっては、受注者の技術的知見から最も合理的・経済的であり、工程短縮等が図れ、交通規制等の社会的影響が少ない方法を選択すること。なお、【別表2 対象橋梁及び業務項目一覧表】は、橋下条件等から考えられる基本的な近接方法の目安を示したものである。
- ・上記の項目をふまえて業務準備・現地踏査を行い、本市が貸与する図面や工事履歴等から各施設の構造特性を十分理解した上で、橋梁ごとの点検計画を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出すること。

⑤ 関係機関協議

- ・【別表3 関係機関協議先】は、本業務実施にあたり、必要となる協議先を示している。
- ・現場点検にあたって必要となる交通管理者など、関係機関との協議資料（点検施工図、交通規制図等）を作成すること。
- ・各点検の際に発生する交通規制の許可については、受注者が所轄警察署と打合せを行い、許可を受けること。

(3) 点検業務

① 詳細点検

- ・現場点検を実施する際は、過年度の点検調書を確認し、損傷の進行状況を確認すること。
- ・損傷箇所を発見した時は、損傷の原因についても調査すること。
- ・現場点検において、主要な部材に重大な損傷、あるいは第三者被害の可能性がある損傷が発見された場合には、直ちに監督職員に報告し、指示に従うこと。また、現場において、台帳や図面で管理している情報と相違が確認された場合は、監督職員に報告すること。
- ・沓座に土砂等が堆積している場合は、これを除去すること。なお、除去物の処分方法については監督職員と都度調整すること。
- ・損傷箇所は、チョーキングにより幅や長さなども明記し、全ての損傷（床版ひび割れは除く）について損傷図に記入し、写真を撮影すること。
- ・写真撮影時は、黒板等を用いるなど、損傷場所・損傷内容が把握できるようにすること。
- ・監督職員が指示する、径間数が多い連続高架橋等については、橋面・橋台・橋脚に、番号を付すこと。なお、番号を付す位置や大きさ等については、監督職員に確認すること。
- ・各点検手法の詳細は、マニュアルを参考にすること。
- ・点検に用いる重機について、【別表2 対象橋梁及び業務項目一覧表】に記載して

いるが、これにより難い場合は、監督職員と協議すること。

② 詳細調査

i) 漏水調査

- ・詳細点検結果をもとに、排水枳、排水管、伸縮装置などの漏水、路面排水の状況を総合的に把握・評価を行うこと。

ii) 鋼塗膜調査

- ・詳細点検において、最も腐食の激しい径間と平均的な径間の2径間に対し、碁盤目テープ付着試験により、内桁、外桁の中央部、端部について調査・評価すること。なお、調査部位は、ウェブ面と下フランジ下面とする。
- ・上記試験により、塗膜剥離させた部分について、防錆処理を行うこと。

iii) 第三者被害予防措置

- ・橋下を道路・遊歩道等で供用している橋梁は、第三者被害が想定されるため、全てのコンクリート部材において、叩き落とし点検を行うこと。なお、コンクリート叩き落とし後に、鉄筋が露出した箇所は防錆材を塗布すること。

iv) その他

- ・上記の調査以外に、損傷具合により追加実施を行う調査があるため、【マニュアル（付録 - 3）】に記載されている、調査フローは熟知しておくこと。
- ・第三者被害予防措置、コンクリートの健全性調査時に発生したコンクリート殻類の処分方法については監督職員と都度調整すること。

③ 報告書作成

i) 調書作成、シート作成

- ・点検結果をもとに、マニュアルの【点検結果記入要領及び部材番号定義基準】【損傷評価点算出基準】に基づき、以下の内容を網羅した詳細点検報告書を作成すること。

【詳細点検報告書】

ア) 詳細点検報告書 イ) 損傷一般図 ウ) 損傷詳細図 エ) 損傷一覧表
オ) 損傷写真 カ) 部材番号図 キ) 状態指標 ク) 履歴診断シート
ケ) 管理計画シート コ) 点検診断シート

この際の損傷度評価はマニュアルの【損傷評価基準】による。

- ・詳細調査・損傷度判定会議資料についても、各種様式を作成すること。
- ・本点検結果は、国に報告する必要があるため、国の「道路橋記録様式（令和6年3月）」も併せて作成すること。

【道路橋記録様式のダウンロードについて】

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

ii) 概要版の作成

- ・本業務で実施した橋梁点検で特に損傷があった橋梁について、他部署への説明資料として別途まとめること。
- ・対象橋梁については監督職員と協議のうえで決定すること。

(4) 打合せ

- ・橋梁点検における打合せは、合計6回（中間打合せ5回、最終打合せ）を計上しているが、必要な場合には監督職員と協議の上、変更の対象とする。
- ・初回打合せについては、【第2号委託：大阪市橋梁保全更新計画改訂に向けた検討業務】に含まれているものとする。

① 初回打合せ

- ・マニュアル及び本業務の説明を行い、過年度点検結果などの必要資料を貸与する。

② 第1回中間打合せ

- ・先行して点検を実施する施設について、現地踏査に基づき、作成した業務計画書において、打合せを行う。

③ 第2回中間打合せ

- ・先行点検を実施した施設について、点検調書をまとめた後、事前損傷度判定会議を実施し、損傷度評価の考え方や点検調書に不備がないか等の確認を行う。

④ 第3回中間打合せ

- ・先行点検を実施した施設以外について、現地踏査に基づき、作成した業務計画書について、打合せを行う。

⑤ 第4～5回中間打合せ

- ・各施設について作成された点検調書に基づき、損傷度判定会議を実施し、そこで各損傷に対する補修の実施について必要か不要かを判断するとともに補修すべき時期について参考意見を付して報告すること

⑥ 最終打合せ

- ・本業務における、成果品の確認を行うとともに、「道路橋記録様式」について新様式で作成するうえで感じた意見や課題を報告すること。

(5) その他

- ・交通安全管理は別紙2のとおりとする。
- ・安全等の確保は、業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞【大阪市建設局】I-1-1-1-33に記載されていることを遵守すること。特に、土木工事安全施工技術指針（令和4年2月）【国土交通省大臣官房技術調査課】を遵守し行うこと。
- ・点検等実施時については、工事請負共通仕様書（令和3年3月）【大阪市建設局】「工事現場における保安施設等の設置基準」を遵守し行うこと。
- ・本特記仕様書に記載の予定数量は参考であり、数量の増減が生じた場合には監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。また、警察協議等により、点検が昼夜間変更となった場合についても、設計変更の対象とする。
- ・点検実施前に、現地踏査等を踏まえて、点検実施数量計算書を作成し、数量根拠を整理した上で提出し、監督職員の確認を得ること。
- ・関係機関との協議資料は、関係先との協議結果により変更が生じるものであり、監督職員の指示に従い円滑な業務遂行に努めること。
- ・点検の実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者の了解を得るなど、第三者に迷惑をかけないように努めること。
- ・箱桁内調査等、酸欠などの危険な状況が想定される場合は、十分な安全対策を講じ、調査を実施すること。
- ・本業務遂行上、現地条件等により、やむをえず点検の実施が不可能となることが判明した場合、監督職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料について、関係先との協議結果により修正等が生じたときは監督職員の指示に従い業務遂行に努めるものとする。
- ・本市発注の別途工事等と重複する場合、監督職員と協議して対応を定めることとし、工程などを十分調整の上、双方協力しながら点検を行うこと。
- ・本業務の主たる部分とは、「詳細点検・詳細調査における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断」とする。
- ・点検の実施に当たっては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月：国土交通省）」及び「点検支援技術性能カタログ（案）（令和5年3月：国土交通省）」を参考に、本業務の点検橋梁について、新技術の活用検討を行うこと。なお、監督職員と協議の上で、新技術を活用する場合は、設計変更の対象とする。

【第2号委託：大阪市橋梁保全更新計画改訂に向けた検討業務】

(1) 既存資料の収集整理

建設局管理橋梁（約 760 橋）について、別途貸与する資料（過年度検討資料、過去の点検報告書、工事竣工図書等）をもとに、業務に必要な資料を収集・整理するとともに、現状を十分に把握すること。なお、貸与資料については紛失や損傷に十分注意すること。

(2) 現地踏査

本業務にて検討する橋梁について、必要があれば現地踏査を行うこと。

現地踏査は、遠方目視とし、特に工事内容、工事用道路、施工ヤード等の施工性の判断に必要な現地状況（地形等の自然状況、沿道・河川・用地条件等の周辺状況）を把握するとともに、必要に応じて損傷状況、補修・補強の実施状況、排水管や企業体管路の添架物等の有無についてできる限り詳細に調査すること。

(3) 次期架替橋梁および延命化橋梁の事業計画策定

大阪市では、点検結果に基づき、予防保全による維持管理を行うことにより長寿命化を図ることを基本としているが、架替えることが合理的と考えられる必要最小限の橋については架替える方針である。

過年度の検討では、戦前に架けられた 70 年以上経過している高齢橋約 100 橋を対象に、点検結果や既往の構造計算等を基に構造照査を行い、詳細検討の必要性がある橋梁を 1 次選定している。さらにこれら架替検討橋梁について、ライフサイクルコスト（LCC）分析（下式参照）を基に総合評価を行い、架替または延命化の判定（2 次選定）を行っている。

$$LCC = [架替費] + [補強・改良費] + [維持管理費] + [渋滞損失] + [リスク] + [便益] - [残存価値]$$

平成 20 年に次期架替橋梁および延命化橋梁を選定して以降、順次施工を進めてきたが、施工実現性や他関連事業（都市計画道路整備事業、城北川河川改修事業など）の進捗状況、構造的不適橋梁（パイルベント形式など）の具体的な対策方法が未決定であるなどの課題により、施工に至っていない橋梁がある。また計画策定から 16 年経過し、新たな高齢橋の出現や跨線橋の老朽化など、現計画に含まれていない橋梁についても架替や延命化の必要性が生じている。

現在、別途発注業務において、これらの橋梁の構造特性および設計条件、関連事業の進捗等課題整理に加え、機能性及び健全性の再評価を行い、詳細検討の必要性がある橋梁の選定（1 次選定）について検討しているところである。

① 施工実現性等を踏まえた個別橋梁の架替・延命化判定

対象橋梁（40 橋程度）について、架替・延命化の再判定（２次選定）を行うこと。再判定にあたっては、ＬＣＣ比較だけでなく、個別橋梁の施工実現性やリスク想定、別途発注業務にて挙げられた課題等を考慮するとともに、下記に示す施工計画検討結果を踏まえて行うこと。

なお延命化と判定された橋梁については、路線重要度や施工実現性、既存の耐震対策状況や既設橋梁の構造特性等を踏まえ、実施する補修や補強の内容を３段階程度に分類した計画を策定すること。また別途検討する液状化対策についても、考慮して検討すること。

i) 城北川橋梁群

過年度の検討にて、今福大橋、赤川橋について架替・延命化の概略検討を行っている。過年度検討をもとに２橋について、施工計画検討を行い架替・延命化判定を行うこと。また、城北川に架かるその他対象橋梁については、２橋の検討結果をフィードバックさせ再判定を行うこと。

ii) その他橋梁

京橋と他 ２ 橋について施工計画検討を行い架替・延命化判定を行うこと。また、その他橋梁については、３橋の検討結果をフィードバックさせ再判定を行うこと。

② 次期架替・延命化計画のとりまとめ

「① 施工実現性等を踏まえた個別橋梁の架替・延命化判定」にて判定を行った橋梁について、その他事業計画の進捗や施工に至るまでの設計期間、事業実現性（施工的・地理的・人的要因等）を総合的に考慮し、優先順位を決定するとともに、行程計画を取りまとめること。計画策定にあたっては予算の平準化を基本として検討すること。

(4) 液状化対策を含めた耐震事業計画の更新

現行の耐震対策は、平成 8 年度に策定された耐震事業計画に基づき、落橋防止対策および橋脚補強を実施し、さらに南海トラフ巨大地震対策として津波対策等を追加することで、着実に進められている。

一方、液状化対策の必要性については、過年度の検討で、緊急交通路等に架かる 194 橋を対象に検討を行い、その結果、詳細検討が必要な 62 橋を抽出している。今後、液状化対策が必要な橋梁を選定し、次期耐震事業計画に盛り込んでいく必要がある。

現在、別途発注業務において、十三大橋の液状化対策手法の検討および、62 橋を対象に液状化対策に向けた課題整理ならびに、要検討橋梁の抽出を行っている。

本業務の実施にあたっては、全国的な事例や知見、現行道路橋示方書との適合性、国総

研への照査方法・評価方法・対策工法に関するヒアリングを踏まえて、対策手法の検討および対策要否判定の個別検討を行うとともに、暫定対策も考慮した次期耐震事業計画の策定について検討すること。

① 液状化対策橋梁の対策手法の検討

別途発注業務にて抽出された、優先度の高い2橋程度について、十三大橋の液状化対策手法の検討を踏まえ、暫定対策も含めた液状化対策手法について検討すること。

② その他橋梁の液状化対策要否判定

詳細検討が必要な62橋のうち、十三大橋と上記の2橋を除いた59橋について、液状化対策要否判定の個別検討を行うこと。液状化対策要否の検討にあたっては暫定対策の必要有無も含めて検討すること。

③ 液状化対策を含めた耐震事業計画のとりまとめ

耐震事業計画の策定に向けて、「① 要液状化対策橋梁の対策手法の検討」「② その他詳細検討橋梁の液状化対策要否判定」の検討結果より、液状化対策が必要な橋梁について、その他事業計画の進捗や施工に至るまでの設計期間、事業実現性（施工的・地理的・人的要因等）を総合的に考慮し、優先順位を決定するとともに行程計画を取りまとめること。計画策定にあたっては、適切な遂行に向けて、暫定対策の考慮および予算平準化を基本として検討すること。

(5) その他事業計画の改訂

別途発注業務にて、各種事業計画※の進捗状況及び計画策定時の対策方針について整理を行っている。今後計画的に進めていくうえで、最新の知見や基準、物価高騰等の社会情勢を反映させ対策方針を時点更新・再整理し、必要があれば対策優先順位、対象範囲について見直しをかけ、今後30年間の必要額を算定すること。

また、各種事業計画についてダイジェスト版として整理し、製本すること（想定：100P程度 部数5部想定）「次期架替計画」「大規模長寿命化事業計画」「耐震事業計画」については本業務の検討を反映させること。

※. 各種事業計画

次期架替計画	大規模長寿命化事業計画
耐震事業計画	車両大型化事業計画
車両用防護柵設置計画	高欄嵩上げ計画
歩道拡幅計画	塗装塗替計画

(6) 全体事業費の算出

本業務委託および別途発注している「大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託-3」の検討結果を踏まえて、今後 30 年間の総合的な必要額の試算と工程計画を作成すること。

(7) 打合せ

打合せは、業務着手時及び成果品納入時ならびに中間打合せ 10 回を基本に行うこと。なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。打合せ回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。また本業務の情報収集にあたっては、国土交通省や他都市、国の研究機関等へのヒアリング（5回程度）を想定しており、本市職員と同行すること。また協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。

(8) 報告書作成

第 2 号業務について、検討の成果を個別報告書としてそれぞれ作成すること。

個別報告書（無線綴じ製本） 5 部

- 巻頭にダイジェスト版を添付すること。作成にあたっては Microsoft Word を基本とし、A4版 10 枚程度とする。
- 巻末に参考資料を添付すること。作成にあたっては Microsoft PowerPoint を基本にとりまとめること。
- 電子データを CD-R または DVD-R で作成し、個別報告書巻末に添付すること。電子データは個別報告書のオリジナルデータ及び PDF データを収めるとともに、英文でダイジェスト版を作成し収めること。
- 英訳版については国際学会での投稿を予定しているため、その参加について現地同行及び補助を行うこと

7. 本業務に従事する者の資格

管理技術者及び照査技術者

- 管理技術者・照査技術者は下記ア～エの資格のうちいずれか一つを有していること。

ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものと限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものと限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。

（建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

エ RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

- 受注者は照査技術者を定め、照査を実施すること。
- 照査の結果については、業務委託共通仕様書Ⅰ-1-1-1-8に規定する照査報告書としてまとめ、照査技術者の署名押印の上、管理技術者が監督職員に提出すること。
- 照査技術者は、業務計画書作成時及び報告書作成時に照査報告書を提出すること。
- 管理技術者と、マニュアルの点検体制に記載している主任橋梁点検員は、兼任することができる。

8. 成果品

- 成果品については、下記を基本とし、提出にあたっては事前に監督職員の確認を得ること。

【成果品リスト】

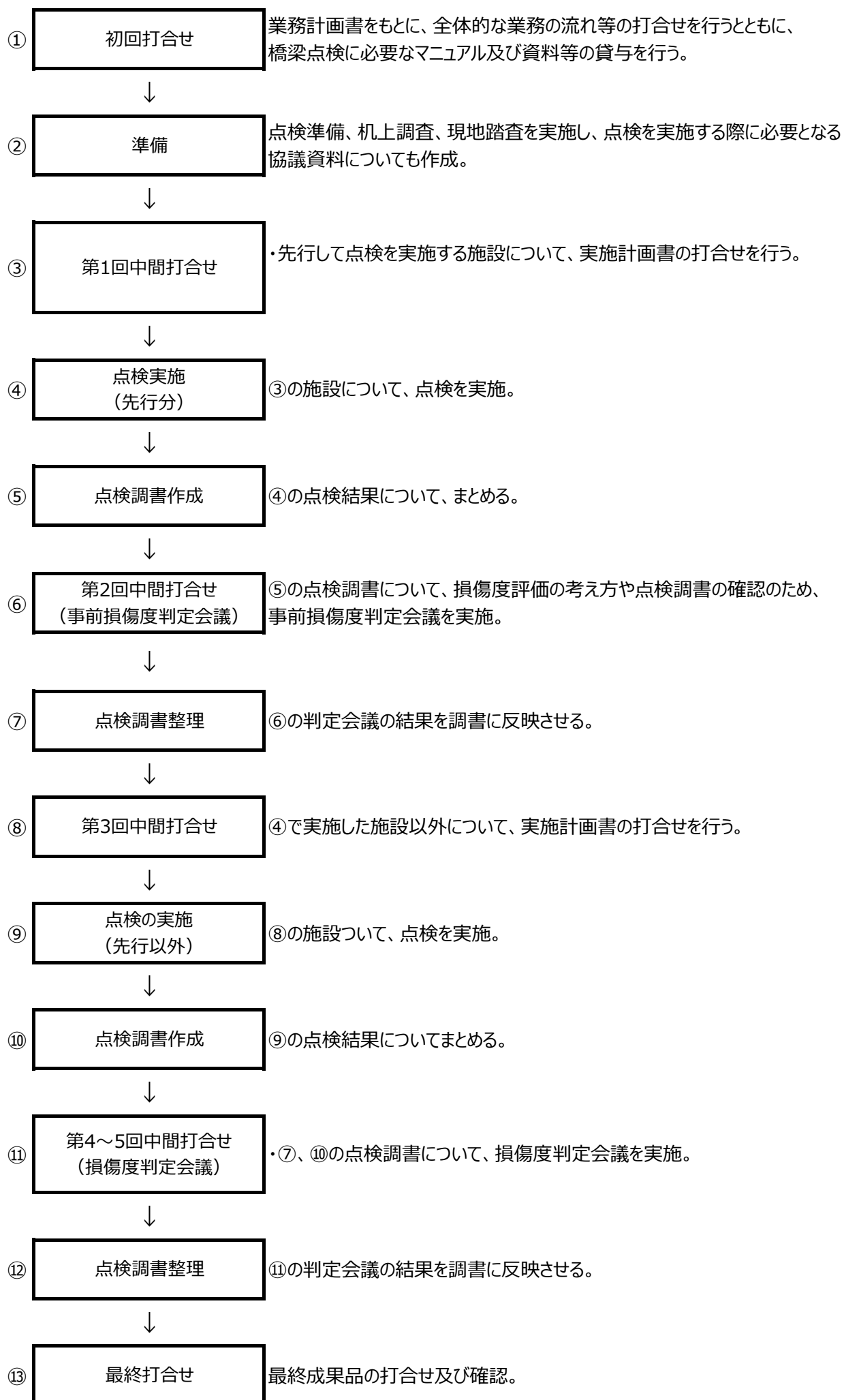
業務内容の項目	成果品	部数
本市が管理する城北川橋梁群の詳細点検・詳細調査業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部
大阪市橋梁保全更新計画改訂に向けた検討業務	個別報告書	①冊子 5冊
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部

- 提出する電子データはDVD-Rを基本とし、電子データはA4パイプ式ファイルへ綴じ込むこと。
- 電子納品については、最新のウイルスチェックを行ったものを提出のこと。
- DVD-Rへのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の製作イメージは、別紙3を基本とすること。

9. その他

- 公益通報に関する特記については別紙4のとおりとする。
- 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- 本特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- 公的機関以外での立ち入りがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。

業 務 の 流 れ



特記仕様書

交通安全管理

1. 本業務に配置する交通誘導警備員は、「警備業法」に基づく「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日 国家公安委員会規則第 20 号）」の規定どおり、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置することとする。
2. 受注者は、業務計画書の交通管理の項に、規制状況別に交通誘導警備員（交通誘導警備員 A、交通誘導警備員 B）の配置状況を明記するとともに、配置する検定合格者の交通誘導警備検定合格証の写し（カラー）を別紙様式により添付するものとする。
3. 受注者は、員数及び交通誘導警備員 A の配置状況が分かる写真を撮影することとする。
4. 受注者は、交通誘導警備員 A を配置する上で、監督職員に交通誘導警備業務検定合格証の提示を求められたときは、これに協力することとする。

交通誘導警備検定合格証（写し）の貼付様式

表 面
裏 面

交通誘導警備検定合格証（写し）の貼付様式

表 面																									
(表) <table><tr><td colspan="2">合 格 証 明 書</td><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td colspan="4">警備業務の種別及び検定の区分</td></tr><tr><td>写 真</td><td>住 所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>押 出 し</td><td>(年 月 日生)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>スタンプ</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日</td><td colspan="2">公安委員会 印</td></tr></table> 見 本		合 格 証 明 書		第	号	警備業務の種別及び検定の区分				写 真	住 所			押 出 し	(年 月 日生)			スタンプ				年 月 日		公安委員会 印	
合 格 証 明 書		第	号																						
警備業務の種別及び検定の区分																									
写 真	住 所																								
押 出 し	(年 月 日生)																								
スタンプ																									
年 月 日		公安委員会 印																							
裏 面																									
(裏) <table><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">見 本</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>		備考		見 本																					
備考																									
見 本																									

交通誘導状況写真撮影要領

撮影項目

- ・ 総配置員数が分かるもの。
- ・ 誘導状況が分かるもの。
- ・ 交通誘導警備員Aを配置する必要がある路線は、現場における配置状況及び、検定合格証の携帯状況が分かるもの。

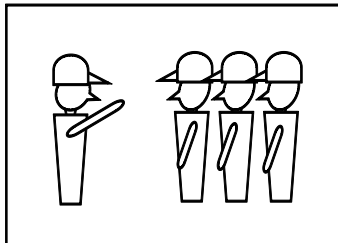
撮影頻度

- ・ 総配置員数写真については、路線毎とする。
- ・ 誘導状況写真については、路線毎かつ、工種毎に代表する配置箇所とする。
- ・ 検定合格証の携帯状況写真については、路線毎とする。

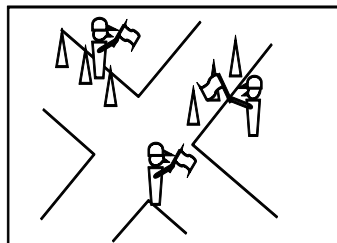
その他

- ・ 上記によりがたい場合については、監督職員と協議するものとする。

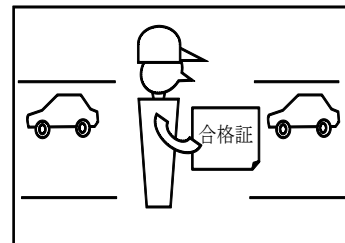
撮影例



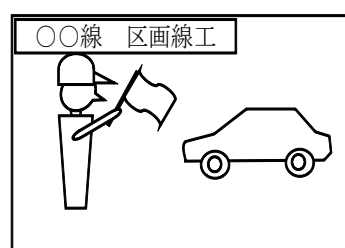
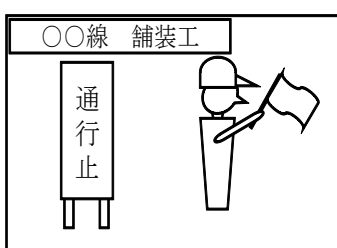
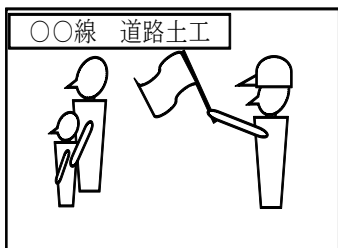
*総人数が分かるもの
(現場での安全ミーティング等)



*総人数が分かるもの



*現場における検定合格証の
携帯状況が分かるもの



*誘導状況が分かるもの。

成果品の製作イメージ

DVD-R



収納ケース

	○○○○○○○○○○業務委託	委託名称：○○○
		橋梁頭文字：○～○
		完成年月日：○○○

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

別表1

No.	橋 梁 名	行政区	No.	橋 梁 名	行政区
1	友渕橋	都島区	13	大宮小橋	旭区
2	フオールブリッジ	都島区	14	古市橋	旭区
3	東友渕橋	都島区	15	新森小橋	旭区
4	大東橋	都島区	16	北菫橋	城東区
5	赤川橋	都島区	17	菫小橋	城東区
6	西浪橋	旭区	18	中菫橋	城東区
7	香蘭橋	旭区	19	南菫橋	城東区
8	西中宮橋	旭区	20	今福北橋	城東区
9	東中宮橋	旭区	21	大喜橋	城東区
10	旭江野橋	旭区	22	今福中橋	城東区
11	西大宮橋	旭区	23	新今福中橋	城東区
12	東大宮橋	旭区	24	南今福橋	城東区

OBAS No.	橋名	区名	走行区分	径間 数	橋長	全幅員	橋面積	詳細点検										詳細調査				
								橋下							橋面		面積 計(m2)	塗膜調査	第三者予防措置			
								徒歩（梯子）				船上			徒歩				徒歩（梯子）		総面積	
								数量(m)	第3者被害 予防措置の有無	数量(m)	第3者被害 予防措置の有無	数量(m)	警戒船の有 無	見張り員	数量(m)	数量(m)		数量 (径間)	数量(m)	数量(m)		
								昼		夜		昼			昼	夜				昼	夜	
E02029	友洲橋	都島区	本線	1	30.40	9.00	273.6	50.0	●			223.6	1		273.6		273.6	1	50.0		50.0	
E02030	東友洲橋	都島区	本線	2	38.70	11.70	452.8	137.0	●			315.8	1		452.8		452.8	2	137.0		137.0	
E02031	大東橋	都島区	本線	3	42.00	8.70	365.4	143.0	●			222.4	1		365.4		365.4		58.0		58.0	
E02032	赤川橋	都島区	本線	3	41.35	26.00	1,075.1	415.0	●			660.1	1		1075.1		1075.1	2	295.0		295.0	
E02225	フォールブリッジ	都島区	本線	4	21.80	3.50	76.3	76.3				0.0			76.3		76.3				0.0	
E17033	西浪橋	旭区	本線	3	37.95	14.80	561.7	179.0	●			382.7	1		561.7		561.7	2	89.0		89.0	
E17034	香蘭橋	旭区	本線	3	40.80	11.60	473.3	166.0	●			307.3	1		473.3		473.3	2	46.0		46.0	
E17035	西中宮橋	旭区	本線	3	40.70	22.00	895.4	259.0	●			636.4	1		895.4		895.4	2	193.0		193.0	
E17036	東中宮橋	旭区	本線	3	40.75	7.10	289.3	97.0	●			192.3	1		289.3		289.3	2	68.0		68.0	
E17037	旭江野橋	旭区	本線	1	37.00	3.50	129.5	21.0	●			108.5	1		129.5		129.5		21.0		21.0	
E17038	西大宮橋	旭区	本線	3	40.75	12.80	521.6	77.0	●			444.6	1		521.6		521.6	2	77.0		77.0	
E17039	東大宮橋	旭区	本線	3	40.86	6.20	253.3	113.0	●			140.3	1		253.3		253.3	2	62.0		62.0	
E17040	大宮小橋	旭区	本線	1	19.61	3.50	68.6					68.6	1		68.6		68.6	1			0.0	
E17042	古市橋	旭区	本線	3	40.83	7.90	322.6	79.0	●			243.6	1		322.6		322.6	2	79.0		79.0	
E17044	新森小橋	旭区	本線	1	19.70	3.50	69.0					69.0	1		69.0		69.0	1			0.0	
E18046	北葦橋	城東区	本線	3	38.31	11.25	431.0	68.0	●			363.0	1		431.0		431.0		68.0		68.0	
E18047	中葦橋	城東区	本線	1	20.60	12.00	247.2	102.0	●			145.2	1		247.2		247.2	1	102.0		102.0	
E18048	南葦橋	城東区	本線	3	36.36	11.00	400.0	171.0	●			229.0	1		400.0		400.0	2	148.0		148.0	
E18049	今福北橋	城東区	本線	1	40.18	11.80	474.1	77.0	●			397.1	1		474.1		474.1	1	77.0		77.0	
E18050	大喜橋	城東区	本線	4	39.60	5.10	202.0	105.3	●			96.7	1		202.0		202.0	2	48.6		48.6	
			歩道橋	2	44.00	2.00	88.0	45.9	●			42.1	1		88.0		88.0		21.2		21.2	
			歩道橋	2	44.00	2.00	88.0	45.9	●			42.1	1		88.0		88.0		21.2		21.2	
E18052	今福中橋	城東区	本線	3	41.64	6.80	283.2	113.0	●			170.2	1		283.2		283.2	2	86.0		86.0	
E18053	新今福中橋	城東区	本線	5	41.45	8.95	371.0	133.0	●			238.0	1		371.0		371.0	2	90.0		90.0	
E18054	南今福橋	城東区	本線	1	31.10	13.50	419.9					419.9	1		419.9		419.9	1			0.0	
E18057	葦小橋	城東区	本線	1	14.50	3.50	50.8	50.8				0.0			50.8		50.8	1			0.0	
合計								2724.1		0	0	6158.6	24		8882.7	0	8882.7	33	1,837.0	0.0	1837.0	

関係機関協議先

No.	機関名	No.	機関名
1	都島警察署	4	市河川課
2	旭警察署	5	日新製糖株式会社
3	城東警察署		

旭区 ⑧ 図

東淀川区①

守口市

鶴見区⑪

城東区⑩

都島区⑨



0 100 200 300 400 500

東淀川区 ①

北区 1 ④

北区 2 ⑤

旭区 ⑧

城東区 ⑩

中央区 1 ⑭

